

令和6年度「中小企業大学校講座受講促進制度」の助成金について

一般社団法人 鳥取県トラック協会

改正 令和6年3月26日

第1条 目的

トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、中小企業大学校講座受講促進制度を実施する。

第2条 受講対象者

(一社)鳥取県トラック協会(以下、「鳥ト協」という。)の会員である法定中小企業者(資本金3億円以下又は常備従業員300人以下)の経営者、後継者および管理者とする。

第3条 対象校

国の人材養成機関である中小企業大学校9校及び金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campus(Web講座)を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

- (1) 旭川校 北海道旭川市緑ヶ丘東3条2-2-1
- (2) 仙台港 宮城県仙台市青葉区落合4-2-5
- (3) 三条校 新潟県三条市上野原570
- (4) 東京校 東京都東大和市桜ヶ丘2-137-5
- (5) 瀬戸校 愛知県瀬戸市川平町79
- (6) 関西校 兵庫県神崎郡福崎町高岡1929
- (7) 広島校 広島県広島市西区草津新町1-21-5
- (8) 九州校 福岡県福岡市博多区網場町2-1
- (9) 人吉校 熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1

※上記9校のほか、金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campus(Web講座)も対象とする。

※金沢キャンパス、四国キャンパスは、特定の校舎を持たず、北陸、四国各県の会議施設等で開講されるもの。

第4条 対象講座

対象となる講座は、中小企業大学校の各校(金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campus含む)が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者の為の人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

第5条 受講の届け出・承認

受講を希望する会員事業者は、受講者・受講講座等について事前に鳥ト協へ届け出る。

2. 鳥ト協は、前項の届け出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上で速やかに当該会員事業者に受講の承認を行う。

第6条 大学校への申込み

受講を希望する会員事業者は、鳥ト協からの受講の承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料(全額)を直接納入する。

2. 受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。
3. 受講料は、所定の額(全額)を会員業者が直接、当該校に納入する。

第7条 受講修了後の手続き

会員事業者は、受講者が所定期間を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「受講修了通知書」(様式1)を鳥ト協へ提出する。

その際、「受講修了証書」の写しおよび「受講料の振込金受取書」等の写しを添付する。

2. 鳥ト協は、提出された「受講修了通知書」(様式1)、「受講修了証書」(写し)および「受講料の振込金受取書」等(写し)の内容を確認し、適切に保管する。
3. 鳥ト協は、前項の確認をした上で、「受講修了報告書兼負担金請求書」(様式2)に必要な事項を記載し、全ト協の指定する期日までに全ト協へ提出する。

なお、鳥ト協は、上期分(4月から9月)、下期分(10月から3月)を各々、全ト協の指定する期日までに分けて、全ト協へ上記様式3を提出することができる。

第8条 受講料の負担

受講料については、受講修了事業者・鳥ト協・全ト協が、各々3分の1の割合で負担する。事業者・鳥ト協の負担額は、百円未満は切り捨てとし、会員事業者の負担額は、受講料から全ト協および鳥ト協の負担額を差し引いた額とする。

第9条 受講料負担額の支払

鳥ト協は、全ト協から支払われた負担額に、鳥ト協の所定の負担額を加えた受講料負担額を、会員事業者に支払う。

第10条 受講申込み後の変更または中止

会員事業者は、鳥ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更または受講を中止した場合は、その旨、速やかに鳥ト協あて届け出る。

第11条 助成金の返還

鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2. 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

附則

本要綱は平成29年4月1日より一部改正する。

平成30年3月23日 一部改正(平成30年4月1日施行)

第8条

平成31年3月27日 一部改正(平成31年4月1日施行)

第3条、第4条

令和5年8月8日 一部改正(令和5年4月1日施行)

第3条、第4条、第5条、第7条

令和6年3月26日 一部改正(令和6年4月1日施行)

第3条